

長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年 2 月 1 2 日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田上 富久

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例

長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員条例（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。